

公募型企画提案方式による事業者選定手続の開始について

山梨県・市町村電子申請受付共同事業委託業務（電子申請システム）について、次のとおり企画提案の提出を招請する。

令和6年4月22日

山梨県市町村総合事務組合
組合長 長 田 富 也



1 企画提案の概要

(1) 名称

山梨県・市町村電子申請受付共同事業委託業務（電子申請システム）

(2) 委託内容

山梨県・市町村電子申請受付共同事業委託業務電子申請システム企画提案実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

(4) 予算上限額

86,726千円（消費税込み。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 企画提案への参加資格

(1) 応募企業の資格要件

山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿（物品製造・役務提供等）において、登録業種の「システム開発・保守」に登録している者で、次に掲げる要件をいずれも満たしている者。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 山梨県市町村総合事務組合物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成29年組合告示第3号）の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号及び同条第6号の規定による暴力団若しくは暴力団員が経営する企業又は実質的に経営を支配する企業若しくはこれに準ずる者でないこと。

- ⑥ 国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。
- ⑦ 本委託業務と同様の地方公共団体が利用する電子申請システムの構築運用業務を受託した実績を有する者であること。
- ⑧ 外部協力事業者においても、山梨県市町村総合事務組合入札参加資格者名簿において上記内容と同様に登録され、①～⑥の要件を満たすこと。

3 実施要領等

(1) 実施要領等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 山梨県自治会館 2 階
山梨県市町村総合事務組合 業務課
電話 055-235-3061 FAX055-222-3846

(2) 実施要領等の交付方法

この公告の日から令和6年5月17日（金）午後5時までの山梨県市町村総合事務組合の休日を定める条例（平成元年組合条例第4号）に定める組合の休日（以下「組合の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで(1)の交付場所において交付する。

(3) 事前連絡

実施要領等の交付を希望する者は、事前に(1)の場所へ連絡すること。

なお、交付場所での交付を受けることが困難な場合は、電子メールでの交付を行うため、別途申し出ること。

4 参加表明書、資格審査申請書等の提出方法

この公告の日から令和6年5月17日（金）午後5時までに3（1）の場所に持参又は郵送（必着）すること。ただし、持参の場合は、組合の休日を除く毎日、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

5 企画提案書、提案価格書の提出方法

この公告の日から令和6年6月5日（水）午後5時までに3（1）の場所に持参又は郵送（必着）すること。ただし、持参の場合は、組合の休日を除く毎日、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

6 審査方法

審査は、企画提案、機能・操作性、提案価格について、山梨県・市町村電子申請受付共同事業委託業務企画提案審査委員会において、「山梨県・市町村電子申請受付共同事業委託業務電子申請システム審査基準書」によって行い、審査の結果、評価が最も高い提案者を優先交渉者として選定する。

7 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (1) 実施要領等にした応募者に必要な資格のない者が行った応募
- (2) 「参加表明書」に記載された応募企業以外の者が行った応募
- (3) 応募者の記名及び押印を欠く応募又は応募事項を明示しない応募
- (4) 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- (6) 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募
- (7) その他実施要領等において示した条件等に違反した応募

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約締結の際契約保証金を納めなければならない。

ただし、財務規則第85条の規定により、契約保証金の納付の免除については、契約締結の際に定める。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) その他

詳細は、実施要領等による。